



## [目次]

### 1 いじめ・不登校対策事業の概要

- (1) 組織 ..... 1
- (2) 活動内容 ..... 2

### 2 いじめ・不登校対策協議会

- (1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱 ..... 4
- (2) 事業報告 ..... 6

### 3 いじめ・不登校相談室

- (1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領 ..... 8
- (2) 不登校相談の状況 ..... 9
- (3) いじめ相談の状況 ..... 11
- (4) いじめ・不登校相談室から ..... 14

### 4 適応指導教室（あすなろ教室）

- (1) 春日井市適応指導教室事業実施要綱 ..... 15
- (2) 適応指導教室（あすなろ教室）の概要 ..... 17
- (3) 適応指導教室通級状況 ..... 20
- (4) 適応指導教室相談・連絡会の実施状況 ..... 21
- (5) あすなろ教室だより ..... 22
- (6) 適応指導教室（あすなろ教室）から ..... 34

## 5 スクールカウンセラー巡回

- (1) スクールカウンセラー巡回事業実施要綱 ..... 36
- (2) スクールカウンセラー相談件数 ..... 37
- (3) スクールカウンセラーの声 ..... 38

## 6 心の教室相談員

- (1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要 ..... 39
- (2) 心の教室相談件数 ..... 39

## 7 保護者と学校のかげはし事業

- (1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱 ..... 40
- (2) スクールソーシャルワーカー支援件数 ..... 41

## 8 いじめ・不登校をテーマにした講演会

### 演題

「学校と保護者のいい関係づくり

～トラブルを大きくさせないために学校が気をつけるべきこと～」 ..... 43

講師 小野田 正利 氏 (大阪大学人間科学研究科教授)

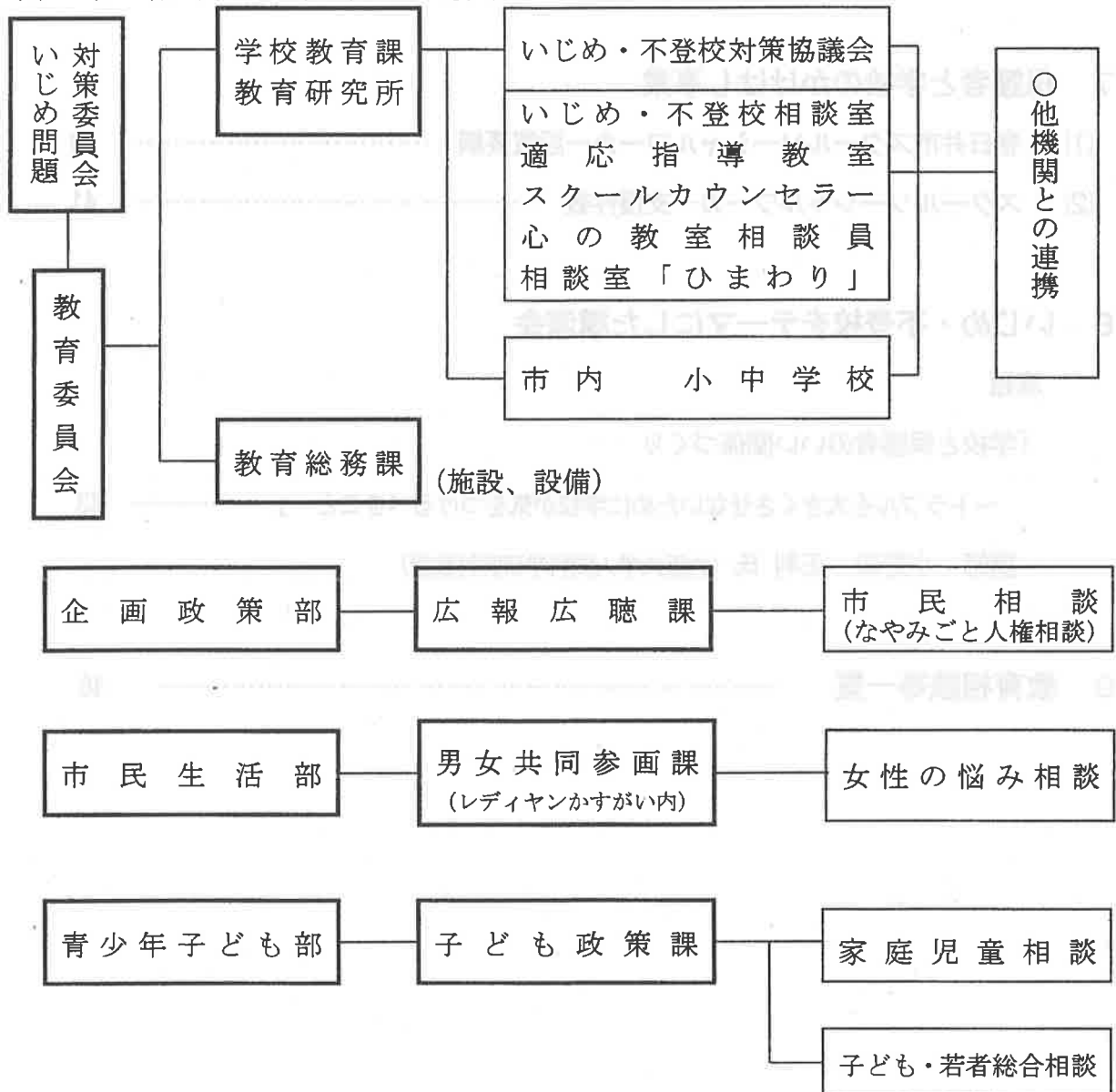
## 9 教育相談等一覧 ..... 46

# 1 いじめ・不登校対策事業の概要

いじめ・不登校など、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき課題であり、学校を始め関係機関においては、問題解決のためにさまざまな取り組みを行っています。

春日井市では、春日井市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を推進しています。教育委員会においては、いじめ・不登校対策協議会の開催、いじめ・不登校相談室での相談業務の実施及び適応指導教室の開設、スクールカウンセラーや心の教室相談員の学校への派遣等、未然防止と早期発見に努めています。また、各学校においても学校長を中心に、いじめ・不登校対策委員会を設置して、いじめの発生防止と不登校児童生徒等の解決に取り組んでいます。

## (1) 組織（平成29年4月1日現在）



※ 他機関

愛知県児童相談センター（子ども家庭110番、インターネット相談室）

愛知県尾張教育事務所（いじめ・不登校相談窓口）

愛知県尾張福祉相談センター（家庭児童相談室）

愛知県総合教育センター（一般教育相談）

愛知県精神保健福祉センター（こころの健康電話）

愛知県警察少年サポートセンター（被害少年相談電話、ヤングテレホン、Eメール相談）

（公財）愛知県教育・スポーツ振興財団（教育相談「こころの電話」、いじめほっとライン24）

名古屋法務局人権擁護部（こどもの人権110番）

(2) 活動内容

① 春日井市いじめ・不登校対策協議会

目的 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ・不登校に関する諸問題を協議し、発生防止及び早期発見等の対策を推進する。

委員 15名以内（医師、相談機関関係者、小中学校関係者、学校関係団体関係者、教育行政関係者、学識経験者）

② いじめ・不登校相談室

目的 いじめ・不登校児童生徒の指導、防止のあり方と家庭での指導方法や不登校の様々な要因に関する児童生徒及び保護者からの相談に応じることにより、児童生徒の生活や自立を援助し学校復帰を図る。また、小中学校からのいじめ・不登校に関する相談に応じることにより、問題の早期解決を図っている。

相談日 毎週月曜日～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時

相談員 常時1名。4名が交替で相談にあたり、気軽に相談できるようにしている。

③ 適応指導教室（あすなろ教室）

目的 春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で、何らかの心理的理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

開設日 毎週月曜日～金曜日（学校の休業日は除く。）

午前9時～午後3時

指導者 専任指導員 4名

相談員 カウンセラー 1名（非常勤で月2回）

④ スクールカウンセラー

目的 いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者が定期的に小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な指導助言を行い、もって健全な育成に資することを目的とする。

相談日 原則、月2回7時間  
午前9時～午後5時

相談員 カウンセラー 7名。派遣する各小中学校において学校と連携をとり、実態に応じた対応をする。

⑤ 心の教室相談員

目的 小学校において、児童が悩み等を気軽に相談でき、ストレスを和らげるよう、話し相手になってくれる第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるよう環境を提供することを目的とする。

相談日 週2～3回、1回当たり4～6時間で、週12時間程度

相談員 37名 小学校の子ども話し相手となり、ストレスを和らげ、安らぎを感じさせる第三者的な立場となり得る者

⑥ 相談室「ひまわり」

目的 発達障がい（ADHD：注意欠如・多動性障がい、LD：学習障がい、自閉症スペクトラム障がいなど）を有すると思われる春日井市立小中学校の児童生徒及び保護者からの相談に専門的な相談員が応じることにより、当該児童生徒の学校生活や学習についての改善を図ることを目的とする。

相談日 月3回。相談員との日程調整により教育委員会が決定

相談時間 午後1時30分～午後5時15分

相談員 専門的資格を有する者

⑦ 学校におけるいじめ不登校対策

学校長を中心に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発生防止及び不登校児童生徒の解決に取り組んでいる。

※ ADHD (Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

LD (Learning Disabilities)

## 2 いじめ・不登校対策協議会

### (1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

#### ① 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ及び不登校問題対策を推進するため、春日井市いじめ・不登校対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) いじめ及び不登校の実態把握及び分析に関すること。
- (2) いじめ及び不登校問題児に対する指導体制の整備に関すること。
- (3) いじめ及び不登校問題発生防止のための学校環境の見直しに関すること。
- (4) 家庭及び地域との連携に関すること。
- (5) その他いじめ及び不登校問題対策を推進するために必要な事業

(委員)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 相談機関関係者
- (3) 小中学校関係者
- (4) 学校関係団体関係者
- (5) 教育行政関係者
- (6) 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

② 平成29年度春日井市いじめ・不登校対策協議会委員名簿

(順不同)

	氏 名	役 職 名
会 長	小 原 正 彦	春日井市適応指導教室指導員
副会長	願興寺 礼 子	中部大学人文学部心理学科教授
委 員	奥 村 直 之	愛知県尾張教育事務所家庭教育コーディネーター
委 員	山 口 力	スクールカウンセラー
委 員	吉 村 和 人	春日井警察署生活安全課少年係長
委 員	金 谷 貴 子	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長
委 員	吉 田 和 江	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長
委 員	中 村 健 二	名古屋法務局春日井支局民事専門官
委 員	宮 部 真 澄	春日井市いじめ・不登校相談室相談員
委 員	永 井 基 幸	いじめ・不登校対策委員会委員長 (柏原中学校長)
委 員	今 飯 田 寛	いじめ・不登校対策委員会副委員長 (押沢台小学校長)
委 員	森 田 のり子	春日井市立小中学校養護教諭代表 (不二小学校主任養護教諭)
委 員	杉 原 里 子	春日井市スクールソーシャルワーカー



## (2) 事業報告

### ① 平成 28 年度いじめ・不登校対策協議会事業報告

#### ア 関係機関との連携協力による教育活動

- いじめ・不登校相談室、適応指導教室との情報交換  
(相談内容：適応指導教室の現状に関わること)

#### イ 春日井市教職員研修委員会、校内現職教育による教員研修

##### (ア) いじめ・不登校事例研究会

- 実施日 平成 28 年 9 月 6 日(火)
- 内容 事例種別ごとに各校のいじめ・不登校指導事例の経過・成果・問題点の話し合い。
- 参加者 教員、市スクールカウンセラー、家庭児童相談員 等 47 人

##### (イ) 不登校をテーマにした教育講演会

- 実施日 平成 28 年 11 月 11 日(金)
- 講師 小野田 正 利 氏  
(大阪大学人間科学研究科教授)
- 演 題 「学校と保護者のいい関係づくり」  
～トラブルを大きくさせないために  
学校が気をつけるべきこと～
- 参加者 教員 100 人

##### (ウ) カウンセリング技術向上研修会 (含 初任者研修)

- 実施日 平成 29 年 1 月 18 日(水)
- 講師 杉原 里子 氏  
(春日井市スクールソーシャルワーカー)
- テーマ カウンセリング技術向上研修  
「ソーシャルワークで生徒理解」  
～心は熱く、頭は柔らかく～
- 参加者 教員 127 人

##### (エ) 夏期教職員研修 (カウンセリング研修会)

- 実施日 平成 28 年 8 月 3 日(水)
- 講師 神戸 康彦 氏 (シニア産業カウンセラー)
- 内容 カウンセリング講座
- 参加者 教員 28 人

##### (オ) 校内現職教育における研修

- 校内いじめ・不登校対策委員会の定期的開催

② 小中学校へのスクールカウンセラー・心の教室相談員の派遣について

ア スクールカウンセラー

7名のスクールカウンセラーを派遣要望のあった小中学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングと教育活動への支援・助言を行う。

(ア) 派遣校数 小学校：19校 中学校：13校

(イ) 相談時間 各校年間 48 時間～144 時間

(ウ) 支援活動

いじめ・不登校対策委員会委員就任、事例研究会に対する助言

イ 心の教室相談員

全小学校に派遣し、児童の悩み相談、話し相手として相談活動の充実と学校の教育活動への支援を行う。

(ア) 派遣回数

心の教室相談員：週 12 時間程度（週 2～3 回程度）

(イ) 相談内容

友人関係、家庭、学校、いじめ、不登校

(ウ) 支援活動

別室登校の児童の相談相手

③ 相談室「ひまわり」 発達障がい相談 教育研究所相談室

月 3 回、1 回につき 3 人程度

※ 臨床心理士 2 名、小児科医 1 名による相談を実施。

④ 平成 28 年度事業

県事業「スクールカウンセラー派遣事業」（継続）

○ 市内全小中学校に派遣。ただし、小学校は 10 名のスクールカウンセラーがそれぞれ 3～4 校を担当し、巡回で相談活動を行う拠点校方式。

### 3 いじめ・不登校相談室

#### (1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領

##### (設置)

- 1 本市の小学校及び中学校におけるいじめ・不登校児童生徒の指導及び保護者からの相談に応じることにより、いじめ・不登校児童生徒の問題解決、自立を援助し学校復帰を図るため春日井市中央公民館内に春日井市いじめ・不登校相談室（以下「相談室」という。）を置く。

##### (事業)

- 2 相談室は、いじめ・不登校に関連する次に掲げる業務を行う。
  - (1) 児童生徒の相談及び指導に関すること。
  - (2) 保護者の相談及び指導に関すること。
  - (3) 市内小中学校の担当者への助言及び指導に関すること。
  - (4) 専門機関の紹介に関すること。
  - (5) その他いじめ・不登校相談の推進に関すること。

##### (開設日時)

- 3 相談室の開設日時は、次のとおりとする。
  - (1) 開設日 月曜日から金曜日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日までにあたるときを除く。
  - (2) 開設時間 午前9時から正午、午後1時から4時

##### (相談員の設置)

- 4 相談室にいじめ・不登校相談員（以下「相談員」という。）を置く。
  - (1) 相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
    - ア 各種相談業務に3年以上の経験を有するもの。
    - イ 学校の教諭として10年以上の経験を有するもの。
    - ウ いじめ・不登校等の生徒指導に3年以上の経験を有するもの。
    - エ 教育委員会が適任と認めるもの。

##### (相談員の勤務)

- 5 相談員は1日につき1名とし、勤務時間は1日につき6時間とする。

##### (相談員の解職)

- 6 相談員としてふさわしくない行為があったときは、教育委員会はこれを解職する。

##### 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 不登校相談の状況

① 不登校相談件数

区分	学 校	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相 談 件 数	小学校	33件	47件	46件
	中学校	74件	111件	116件
	計	107件	158件	162件
学 校 復 帰 者	小学校	45人	18人	37人
	中学校	63人	68人	55人
	計	108人	86人	92人
30 日 以 上 不 登 校	小学校	98人	92人	107人
	中学校	333人	333人	323人
	計	431人	425人	430人

## ② 年度別不登校相談状況

単位：件

区分	学年	男女	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
			面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計
小学校	1	男					1			1	1			1
		女		1		1					6	14		20
	2	男	1			1	1			1	1	1		2
		女		1		1					1	1		2
	3	男	2	2		4	1	4		5	1	2		3
		女	3	1		4		1		1		2		2
	4	男					1			1	3	2		5
		女	5			5	4	1		5	1	1		2
	5	男	1	9		10	1			1		2		2
		女		1		1	17	6		23	2	1		3
	6	男	2	3		5	2	4		6				
		女	0	1		1	2	1		3	4			4
	計	男	6	14	0	20	7	8	0	15	6	7	0	13
		女	8	5	0	13	23	9	0	32	14	19	0	33
中学校	1	男	4	4		8		5		5	3	5		8
		女	16	3		19	15	5		20	15	3		18
	2	男	9	7		16	1	2		3	12	2		14
		女	1	1		2	49	9		58	21	2		23
	3	男	10	3		13	14	2		16	20	1		21
		女	15	1		16	5	4		9	25	7		32
	計	男	23	14	0	37	15	9	0	24	35	8	0	43
		女	32	5	0	37	69	18	0	87	61	12	0	73
小中計	男	29	28	0	57	22	17	0	39	41	15	0	56	
	女	40	10	0	50	92	27	0	119	75	31	0	106	
	計	69	38	0	107	114	44	0	158	116	46	0	162	
その他			57	39	0	96	36	26	0	62	2	6	0	8
合計			126	77	0	203	150	70	0	220	118	52	0	170

※「その他」には、高校生、教員等を含みます。

(3) いじめ相談の状況

① いじめ相談件数

単位：件

学 校	男 女	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
		面 接	電 話	訪 問	計	面 接	電 話	訪 問	計	面 接	電 話	訪 問	計
小 学 校	男	1	16		17	2	0		2	0	0		0
	女	2	11		13	1	3		4	0	2		2
	計	3	27	0	30	3	3	0	6	0	2	0	2
中 学 校	男	2	1		3	0	0		0	0	9		9
	女	2	4		6	1	0		1	0	18		18
	計	4	5	0	9	1	0	0	1	0	27	0	27
その他		3	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1
合 計		10	32	0	42	4	3	0	7	0	30	0	30

② 学校でのいじめ状況

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	1 2 6	1 6 7	1 9 3
中学校	2 6 6	2 4 6	1 8 0
合 計	3 9 2	4 1 3	3 7 3

③ 学校でのいじめ解消状況

単位：件

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中
小学校	1 1 6	1 0	1 5 3	1 4	1 7 9	1 4
中学校	2 2 8	3 8	2 1 9	2 7	1 5 4	2 6
合 計	3 4 4	4 8	3 7 2	4 1	3 3 3	4 0

## ④ 学校でのいじめの態様

単位：件

区 分 (複数回答可)	平成27年度		平成28年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	111	182	121	131
仲間はずれ、集団により無視をされる。	22	32	23	21
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	37	42	28	29
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	7	4	20	14
金品をたかられる。	0	2	2	3
金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	7	2	9	0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	14	9	22	4
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされたりする。	3	20	6	16
その他	0	14	4	9
計	201	307	235	227

## ⑤ 学校でのいじめ発見のきっかけ

単位：件

区 分 (複数回答不可)	平成27年度		平成28年度		
	小学校	中学校	小学校	中学校	
教職員等が発見	担任の教師が発見	32	27	52	32
	他の教師からの情報	2	10	0	9
	養護教諭からの情報	0	0	0	0
	スクールカウンセラー・心の教室相談員等の外部の相談員らが発見	1	0	2	0
	アンケート調査など学校の取組によって発見	11	54	1	12
教職員等以外からの情報により発見	当該児童生徒（本人）からの訴え	51	89	49	81
	本人の保護者からの訴え	52	48	74	30
	本人以外の児童生徒からの情報	6	10	6	12
	本人以外の保護者からの情報	10	6	9	3
	地域住民からの情報	0	0	0	1
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	2	2	0	0
	その他（匿名などの投書）	0	0	0	0
計	167	246	193	180	

## ⑥ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

単位：件

区 分 (複数回答可)	平成27年度		平成28年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	38	15	37	15
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。			16	7
道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った。	38	15	37	15
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりした。	29	9	26	9
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	37	15		
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。			37	15
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	26	13	23	11
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	38	15	37	15
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	10	4	9	4
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	10	4		
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。			7	3
インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	23	11	23	13
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	38	15	37	15
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	38	15	37	15
計	325	131	326	137



#### (4) いじめ・不登校相談室から

平成 28 年度のいじめ・不登校相談室への年間総相談件数は、200 件でした。その中で、不登校の相談件数は 170 件（小学生 46 件、中学生 116 件、その他 8 件）でした。平成 27 年度の小学生 47 件、中学生 111 件と比べると 4 件増えています。小学生では 1 年生の相談が 21 件と最も多く、新しい学校環境になじめないことや友達関係などを相談されました。中学校では、3 年生の相談が 53 件と最も多く、家族や友達との人間関係や進路に関する相談がよくありました。どの学年も保護者からの相談が多く、およそ 8 割を占めています。子ども本人からの相談は 2 割ほどですが、そのほとんどが面接による相談です。直接会い、子どもの表情を見て、本人の言葉を聞くことで相談者の理解に努めています。中には、何度も相談を受け、心の安定を図っている子どももいます。

相談内容としては、28 年度も「家族・家庭関係」「子育て・子どもとの関わり方」「友達関係」「進路」等が主なものとなっています。子どもの不登校の要因の一つとして「いじめ」を上げるものが 11 件ありました。これについては、学校としっかり連携を取り、早期に対応していただくことを勧めました。また、子どもとの向き合い方に悩まれている保護者も多く、苦悩する両親を見て、祖父母から相談を受ける事案も何件かありました。そうした場合、面接を勧め家庭での支援のあり方や学校との連携の仕方を助言しています。中学生になると不登校は、長期化する事例が多くなります。学習面の不安とともに、中学卒業後の進学や進路への不安が大きくなってきます。中学校と密接に連絡を取り合うことを勧めるとともに、お子さんの登校へのきっかけ作りということで、あすなる教室とも連携し、紹介しています。

次に、いじめの相談件数は 30 件（小学生 2 件、中学生 27 件、高校生 1 件）でした。昨年の小中学生の相談件数は 7 件であったので、22 件増えました。春日井市の小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者に配付したり、ホームページに掲載したりして保護者に知らせています。ここ数年で、いじめに対する危機感は、学校・家庭・地域で高まっています。学校ではアンケート調査や教育相談を積極的に行い、いじめの情報収集に努めています。いじめの相談者も学校いじめ防止方針を知る保護者が増えていて、多くが学校に相談しています。中には、家庭でお子さんからいじめのことを聞き、どうしたらよいか分からず相談される方もみえます。そんな時は、いじめの事案で一番大切なことは、早期発見と早期対応で解決に導くことを伝え、お子さんから詳しくいじめの実態を聞いていただき、担任に相談することを勧めています。また、学校へ相談したものの対応に不満を感じたなど、いじめが解決に至っていない事案については、お子さんの心のケアや学校との連携のポイントについて助言をしています。相談者が希望された時には、学校と連絡を取り合い、解決に向け家庭・学校とも連携することもあります。いじめの解決に向け、できる限りお子さんや保護者に寄り添い相談を受けたいと思います。

春日井市では、子どもの健やかな成長を育み、いじめのない社会の実現を目指し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「春日井市いじめ防止基本方針」を平成 28 年度に策定し、社会総ぐるみでいじめの問題を克服しようとしています。いじめ・不登校相談室もその趣旨を十分理解し、いじめの根絶を目指し協力していききたいと思います。

## 4 適応指導教室（あすなる教室）

### (1) 春日井市適応指導教室事業実施要綱

#### 1 設置の目的

春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

#### 2 対象者

春日井市内に在住する次の者を対象とする。

- (1) 小学校・中学校において、関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者
- (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼又は紹介された者
- (3) 小学校・中学校の児童生徒の担任等学校関係者

#### 3 指導目標

不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、自立心・社会性の育成によって通常の学習集団への復帰を目指し、登校できるように相談・助言及び指導にあたる。

#### 4 指導方針

- (1) 個々の児童生徒の状態と回復の状況に合った指導をする。
- (2) 児童生徒にとって自由な雰囲気の中かで、安心できる「心の居場所」をつくる。
- (3) 児童生徒の心情を共感的に受容し、人間関係・信頼関係づくりをする。
- (4) 児童生徒の生活の自立と、集団への適応を段階的に指導する。
- (5) 児童生徒の可能性を引き出し、目標に向かって努力するきっかけをつくる。
- (6) 自己回復力を発揮し、児童生徒が再登校を希望すれば、慎重な配慮のもとに通常の学校への復帰を考慮する。
- (7) 学校・家庭・関係機関との連携と協力関係を密にし、指導する。

#### 5 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 春日井市中央公民館内

#### 6 教室の休日

教室の休日は次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日まで

## 7 入級・退級の手続き

### (1) 入級について

ア 入級希望者については、あらかじめ保護者・担任・学校長と適応指導教室指導員の協議を経て、保護者・学校長より教育委員会へ所定の申請書を提出する。

イ 保護者からの直接の申し込みや関係機関からの依頼は、当該校へ連絡し手続きをする。

ウ 教育委員会は申し出を認めたときは、保護者及び学校長に対し承認の旨を通知する。

### (2) 退級について

指導経過を踏まえ、関係者が協議し判断する。退級を認めたときは、教育委員会は保護者及び学校長に対し通知する。

## 8 適応指導教室の運営

### (1) 指導者

専任指導員 4名（教諭経験者他）

カウンセラー 1名（非常勤）

### (2) 相談・指導内容

ア 教育相談・カウンセリング

イ 人間関係づくり

ウ 個人活動

エ グループ活動

オ 教科学習

カ 進路相談

### (3) 日課

ア 原則として月曜日から金曜日の週5日制

イ 開室時間は、午前9時から午後3時まで

ウ 昼食は弁当を持参

### (4) 通級

ア 各自で通級する。（保護者の送迎、徒歩、自転車及び公共交通機関等）

イ 児童生徒の状況に応じて、午前のみ、午後のみのお出席も認める。

### (5) その他

ア 適応指導教室での指導中、又は通級途上での事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。

イ 通級するときの服装は自由とする。

## 9 留意事項

業務上の秘密は厳守し、公表はしない。

### 附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

## (2) 適応指導教室（あすなろ教室）の概要

1 春日井市適応指導教室（あすなろ教室）は、春日井市が設置している施設です。

その「設置の目的」は、『春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携の下に適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する』ことです。

2 適応指導教室では、春日井市内に在住する次の者を対象とします。

(1) 小学校・中学校において関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者

(2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼または紹介された者

3 適応指導教室は不登校児童生徒の学校復帰を目指し、次のような目標で指導を進めています。

(1) 適切なる登校刺激を与えることにより、なるべく早期の学校復帰を目指す。

(2) 専門的なカウンセラーとも協力し、安定できる「心の居場所」づくりを目指す。

(3) 集団への適応を段階的にすすめ、人間関係・信頼関係を養う。

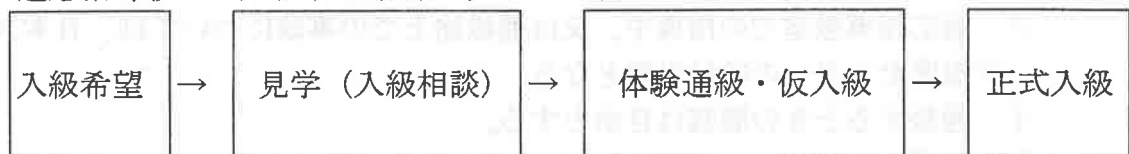
(4) 基本的な生活習慣を身につけさせ生活の自立を図る。

(5) 可能性を引き出し、目標に向かって努力しようとする意欲を育てる。

(6) 個々の状況を考慮しながら適切な学習や運動をすすめ、学力・体力の維持や向上を図る。

4 入級生の保護者は、適応指導教室または、いじめ・不登校相談室所属のカウンセラーや相談員によるカウンセリング（あすなろ相談）を、月1回程度受けます。（入級者数により変わることがあります。）

5 適応指導教室に入級する場合は以下の手順となります。



※ 見学の申し込みや入級の申し込みは、必ず学校を通して（学校の事前の報告を含む）行います。

※ 体験通級・仮入級を経た上で適切と認められる場合は、正式入級となります。

正式入級には、保護者・学校・教育委員会・適応指導教室の協議を経たうえで、書類手続きが必要です。なお、入級者の定員は20名です。

- 6 適応指導教室での費用は、教材費（調理実習等）などを除き無料です。
- 7 適応指導教室は、午前9時から午後3時までです。また、休日や長期休業日等は、市内公立小中学校と同様です。給食はありませんので、昼食は各自弁当を持参します。
- 8 毎年4月は「学校復帰チャレンジ期間」とし、学校復帰に向けて自分にできる最大の努力を、あらかじめ立てた計画に基づき行う期間です。
- 9 できるだけ安全な通学路を選んで通級します。自転車利用者はヘルメットを着用します。保護者による送迎、バス、JR利用などによる通級も可能です。
- 10 適応指導教室内での活動や通級途上での事故については、各学校にて加入している日本スポーツ振興センターの給付対象となります。
- 11 指導者  
指導員4名（常勤・非常勤）、カウンセラー1名（非常勤）、その他、相談室の相談員も随時カウンセリングや指導に加わります。
- 12 設置場所  
春日井市柏原町1丁目97番地1（春日井市中央公民館内、北館2階）  
電話 34-8421 FAX 34-8426
- 13 適応指導教室の一日の生活

		月・水・金曜日	火・木曜日
9:00	朝の会	一日の目標設定など	
9:15	1時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
9:45	休憩		
10:00	2時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
10:45	休憩		
11:00	3時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
11:45	休憩		
12:00	昼食	昼食(弁当) 清掃	昼食(弁当) 清掃なし
13:00			

13:45	4時間目	マイプランタイム 学習（自分の計画で）	ホールで運動 ※体ほぐし バドミントン 卓球など ※10月は テニスコート
14:00	休憩		
14:45	5時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	
15:00	帰りの会	一日の反省、連絡など	

14 適応指導教室の行事(平成28年度の例)

- 教室外（体験見学）学習（3回） 調理実習（2回）
- AED講習会（1回） スポーツレク（2回）
- 学校復帰チャレンジ期間（4月） 夏休み学習チャレンジ週間
- 保護者個人懇談会（臨時含）（5回）
- 担任の先生と指導員の懇談会（3回）
- お別れ式（1回） 学年始め式 始業式（2回） 終業式（2回） 修了式

日曜水・火	日曜金・木・日		
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00
		自由時間	00:00

(3) 適応指導教室通級状況

(平成28年4月～平成29年3月)

項目	月													計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
開室 日数 (日)	7	19	22	12	(18) 1	20	20	20	16	17	20	17	(18) 191	
月末 入級 人数 (人)	11	11	12	13	(13) 13	14	14	14	14	15	15	9	(13) 155	
内 訳	小			1	(1) 1	1	1	1	1	2	2	2	(1) 12	
	中	11	11	12	12	(12) 12	13	13	13	13	13	9	(12) 145	
通級 延人数	20	51	93	79	(23) 3	98	116	114	107	83	95	75	(23) 934	
一日 平均 通級 人数 (人)	2.9	2.7	4.2	5.6	(3.8) 3	4.9	5.8	5.7	6.7	4.9	4.8	4.4	(3.8) 4.9	

\* ( ) 内は、夏休み中の自由通級日の通級人数を示す。

(4) 適応指導教室相談・連絡会の実施状況

① 来所等相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生			2				1		1	2		1	7
中学生	1	4	3	3		4	2	2	1	2	1	1	24
保護者	2	5	8	12		4	12	6	9	4	12	9	83
担任		1	5	2			2	7	6	2	7	4	36
学校長		1	1	2					1			1	6
教頭		1		1									2
養護教諭		1									1		2
他の先生		1	3			1		1					6
その他	1						1						2
専門機関	3	2											5
合計	7	16	22	20	0	9	18	16	18	10	21	16	173

② 電話相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生													0
中学生													0
保護者	2									1			3
担任													0
学校長			1				1	1					3
教頭	1	1	1			1							4
養護教諭													0
他の先生		4	4	3		3		4		1			19
その他	1		2				4		4		2	1	14
専門機関		1											1
合計	4	6	8	3	0	4	5	5	4	2	2	1	44

※ 対象は、児童・生徒・関係者

(5) あすなろ教室だより (p. 22～p. 33)



## 本年度もよろしくお願ひいたします

平成28年度が始まりました。4月は10名の在級生でスタートです。指導員としては、保護者の皆様、関係各校・機関の皆様と、今まで以上に連携をとりながら、支援・指導をしていきたいと考えています。

指導員一同気持ちを新たに頑張りますので、どうぞご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



&lt;四つ建て民家と校&gt;



## 学校復帰チャレンジ期間 &lt;4月7日(木)～19日(火)&gt;

新年度が始まり10名の在級生はそれぞれ『学校復帰』に向けて努力をしています。多くの子が、始業式に参加したり、教室で同級生の中に入って自己紹介をしたりするなど、勇気を持って行動する姿がみられました。担任の先生を始め、学校体制で不登校生徒への支援をいただき大変ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。



## 学校への訪問と保護者との懇談会

4月19日までの「学校復帰チャレンジ期間」を利用して、在籍学校への訪問と保護者懇談会を実施しました。ご協力ありがとうございました。

学校訪問 4月 7日(木)～14日(木)の間で [児童生徒在籍校へ訪問]  
個人懇談会 4月15日(金)～19日(火)の間で [保護者との懇談会]

## 【今後の主な予定】

あすなる始業式 4月20日(水) [午前日課：制服で] ※ チェックリストを必ず持参する。  
通常日課開始 4月21日(木) 9時～15時迄通級  
教室外活動 5月6日(金) 実施予定。落合公園めざして歩こう！！  
レクスポ 6月10日(金) 実施予定。総合体育館でスポーツを楽しもう！！  
※ まだまだこれからいろいろな企画があります。ご期待ください。

## ☆ 職員の異動がありました

## 〔離任〕家高幸夫 指導員

4年間お世話になりました。4年前に比べると一昨年、昨年と学校のテストを受けに行ったり、カウンセリングを受けながら相談室登校をしたり、プリントをもらいに担任の先生に会いに行ったりする児童生徒が増えてきたように思います。これは学校や担任の先生、カウンセラーの先生方の配慮、支援のお陰だと思います。これからも少しでも登校しながら、本来の学校復帰ができることを願って離任のことばとさせていただきます。ありがとうございました。

## 〔着任〕加藤 崇 指導員

この4月よりお世話になっています。学校・家庭と連携をしっかりとりながら、子どもたちの手助けをしていきたいと思っています。一人一人との関わりや成長を楽しみに過ごせたらと思っています。がんばりますので、どうぞよろしくお願ひします。

4月20日現在の在級数  
( )内は仮入級生

	中1	中2	中3	計
男			2	2
女	1	3	2(2)	6(2)
計	1	3	4(2)	8(2)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室 (あすなる教室)

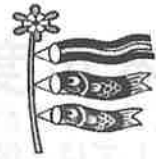
〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1  
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426



## 大きな成果があったチャレンジ期間 新たな気持ちでスタートしました！



4月当初の学校復帰チャレンジ期間（7日～19日）では、大変多くの子が学校復帰に向けた行動を実践することができました。体育館での始業式に参加したり、学力テストを教室で受たり、同級生と一緒に学級写真を撮ったり、それぞれが勇気を出して行動することができました。中でも、4月当初の在級生9人のうち4人はあすなる教室に1日も通うことなく学校に登校し続け、通常の授業を受けたり同級生との人間関係を深めたり、部活動や野外学習に生き生きと参加したりするなど、ほぼ学校復帰を果たしているといっている状況です。この5月には修学旅行が計画されている学校が多く、3年生はこれに参加することを大きな目標にしています。



これだけ多くの子が学校復帰に向けて前進できているのは、学校体制で不登校生徒へのきめ細かい対応をいただいているからだと思います。始業式の日から温かい声をかけていただいたとか、教室に入りづらいときは相談室で学習をさせてもらった等、学校での温かい配慮があったと子どもたちや保護者から話を聞くことができました。今後も、各学校と連携を取りながら通級生の完全なる学校復帰をめざしていきます。

（生徒の反省より）

- ・ 自分で思った以上に学校に行けてよかった。学校に行くのも悪くないと思った。
- ・ 教室には一回しか入れなかったけど、担任の先生が優しく相談室の担当の先生と話をするのも楽しかったので、学校に行くのはそんなに苦じゃなかったです。

### ★教育相談を大切にしていきます★

あすなる教室では、在級生と指導員が一对一で話し合う教育相談を実施しています。各指導員が、子どもたちの心の内を理解して日々の指導にあたるのが大切と考えています。教育相談では子どもたちの普段と違う内面などを知る機会にもなります。教育相談の内容は、指導員同士で共有し日々の支援・指導に生かしていきます。

#### ◇ 当面の主な予定 ◇

- 5月6日(金) ふれあいウォーキング 落合公園へ歩いて行きます。  
雨天中止です。予備日はありません。
- 5月24日(火) 調理実習 近くのスーパーで食材を買い、簡単な料理を作って楽しみます。
- 6月10日(金) レクスポを楽しもう 総合体育館でスポーツをします。



4月30日現在の在級数  
( )内は仮入級生

	中1	中2	中3	計
男			2	2
女	1 (1)	3	3 (1)	7 (2)
計	1 (1)	3	5 (1)	9 (2)

#### 《発行元》

春日井市適応指導教室  
（あすなる教室）  
〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1  
（中央公民館内 北館2階）  
TEL 34-8421  
FAX 34-8426

## 学校行事への参加をめざして

新年度が始まり2か月ほど経ちました。学校へ毎日登校している子がいる一方で、新しく教室に通い始めた子も増え、教室での新しい人間関係づくりがはじまっています。

5月から6月にかけて、各学校では野外学習や修学旅行など大きな行事が計画されています。すでに、これらの行事に全日程参加できた生徒や一部のプログラムだけでも参加できた生徒がいます。修学旅行がとても楽しかった、と笑顔で話してくれた子もいます。また、定期テストについても、2日間とも受けることができた生徒や、一部の教科だけでも受けた生徒がいます。それぞれのできる範囲で行事やテストに参加することができました。

## 【ふれあいウォーキング】

5月6日(金)、新緑のふれあい緑道を歩きました。その日は、午後からの雨が心配でしたので、目的地を落合公園から三又公園に変更して早めに帰ってきました。それでも4名の生徒がお互いに親交を深めながらの一日になりました。

「わたしは、小さいころからあまり集団行動が好きではなかったのですが、これまではいつも地面を見て歩いていました。でも、今日は仲良くなった友達と話しながら歩いていたら、1時間歩いているうちにふしぎにとうちやく場所を近くに感じました。人と話しながら歩くのはこんなに楽しいかと実感しました。」(作文より)

## 【調理実習をしました】

5月24日(火)、お好み焼きづくりをしました。近くのスーパーで食材を購入し、教室にもどってから、ホットプレートで調理をしました。みんなで楽しく一緒に作ったお好み焼きの味は、格別に美味しく笑顔がいっぱいでした。



## ☆☆☆ 今後の主な予定 ☆☆☆

- \* 6月10日(水) レクスポ(総合体育館)
  - \* 7月1日(水) 教室外活動(名古屋港水族館他)
  - \* 7月17日(金) 1学期終業式 ※ 午前11時まで、通級は制服で
  - \* 7月21日(火) ~23日(木) 学習チャレンジ週間
  - \* 7月24日(金) 夏休み通級日(あすなる出校日) 午前11時まで
  - \* 8月21日(金) 夏休み通級日(あすなる出校日) 午前11時まで
- ※ 夏休みの詳細日程については、7月号でお知らせします。



## 6月1日現在の在級数

( )内は、仮入級生

	小学生	中1	中2	中3	計
男			1	1	2
女	1<6年>	1	3(1)	2	7(1)
計	1	1	4(1)	3	9(1)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室  
(あすなる教室)〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1  
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

1学期の最後の月を迎えました。6月下旬には、在級生の多くが期末テストを受けるために登校できました。また、学校に行って用紙を受け取りあすなる教室でテスト問題を解くなど、本人のできる範囲でテストに取り組む姿もみられました。また、校長先生や担任の先生が、教室でがんばっている生徒に会いに来て下さったこともありました。今は梅雨の季節、雨の中かっぱを着て自転車で通ってくる生徒もいます。一人一人のがんばっている姿がお互いにより刺激となっています。

夏休みを迎える前に、これまでの生活や目標を忘れず、元気で有意義に過ごしてほしいと願っています。教室としては、7月中旬頃には、夏休み予定表を配付し指導します。

### 進路について学習しよう！！7月13日（水）

7月13日（水）に『進路学習』をする予定です。「将来の夢」について語り合ったり、「進学」について考えたりします。中学3年生にとっては、自分の進路が切実な問題になってきつつある時期です。各学校での進路指導を補足する形で、あすなる教室としての進路指導を行っていきます。

### ☆☆ 総合体育館でレクスポをしました 6月10日（金）☆☆

総合体育館でレクリエーションスポーツを楽しみました。総合体育館のインストラクターの方からラダーゲッターなど、これまで体験したことのないスポーツを教えてもらいました。チームに分かれ、作戦をみんなで考えたり、応援し合ったりと、協力し合い和気あいあいとした雰囲気を楽しむことができました。往復の春日井シティバスの車内での過ごし方でも、マナーを守って車中で会話を楽しむことができました。



### ◎ 夏休み・通級日・終始業式について

あすなる教室では、学校と同じように夏季休業期間があります。また、学校と同じように2回の出席義務日（あすなる通級日）を設けています。なお、学習チャレンジ週間は、夏休みの課題や苦手教科の克服のために集中学習をする期間です。生活のリズムを乱さないためにも、なるべく出席をしましょう（出席の義務はありません）。夏休みの通級については、子どもたちに事前に計画を立てさせます。

学校の終業式への出席が望まれるところですが、あすなる教室の終業式も、7月20日（水）です。学期の締めくくりとして、けじめをつけるため制服通級を義務づけています。当日は午前11時00分で終わります。（2学期始業式9月1日（木）も制服通級です。）

《連絡》 通級日（出席義務日） 7月26日（火）、8月26日（金） 午前9時～11時まで  
学習チャレンジ期間 7月21日（木）～8月3日（水）、8月18日（木）～31日（水）  
閉室期間 8月4日（木）～17日（水）



6月30日現在の在級数  
( )内は仮入級生

	中1	中2	中3	計
男		1 (1)	3	4 (1)
女	2	2	2 (1)	6 (1)
計	2	3 (1)	5 (1)	10 (2)

### 《発行元》

春日井市適応指導教室  
(あすなる教室)  
〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1  
(中央公民館内 北館2階)  
TEL 34-8421  
FAX 34-8426

長い夏休みが終わり、今日から2学期がスタートします。夏休みの学習チャレンジ週間には、数名の子が教室に通い続け課題学習や実力テストへの学習に専念することができました。また、休み期間中にはリオデジャネイロオリンピックが開催され、日本選手の連日の活躍に刺激されて、子どもたちも感動や勇気をたくさんもらったことでしょう。

9月当初は、中学校では実力(課題)テストが行われます。また、体育大会や運動会に向けての練習も始まります。長い休み明けに学校に再び通うためには、少しばかり余分にエネルギーを使う必要があります。ご家族の後押しも大切です。あすなる教室の子どもたちが、これらの行事に積極的に参加できることを願っています。

### ★1学期を振り返って(生徒の作文より)

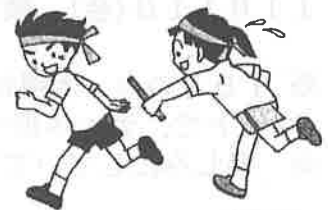
僕は、(あすなる教室に来た)最初の時はみんなと話せなかったのでおもしろくはなかったです。勉強をやる時間も増えていき、放課の時にトランプで友達ができたので楽しくなってきました。ホールでバドミントンをやり、3年生の人達がすごく上手でした。2年生の子とラリーをやったらいっぱい続けられました。その時はものすごく楽しかったです。あすなる教室に通うことが楽しくなってきました。目標は毎日学校に行くことです。地元の学校に行ったら友達を作りたいです。

あすなる教室に来て、まだ1か月ほどしかたっていないので、まだ少し緊張している自分がいます。僕は、人見知りで初対面だと声が小さくなり上手に話せないんですが、先生や同じ教室に通っている人達のおかげでとても楽しく過ごすことができます。2学期からは、生活態度を見直してあすなる教室に休まず行けるようにして、学校にも行けるようになればいいなと思っています。夏休み中に苦手教科の復習などをして、学校にいつている人に追いつけるように頑張りたいです。

## ◎ 2学期の行事について

- 9月1日(木)2学期始業式 9:00~11:00 制服通級
  - 1日~5日(月) 各中学校での実力テストに参加
  - 7日(水)AED講習会 通級生を対象に消防署の方が講習をしてくださいます。
  - 12日(月)調理実習 ※何を作るかは未定です。
  - 15日(木)27日(火)中学校での体育大会に参加
  - 10月1日(土)小学校での運動会に参加
  - 10月に総合体育館で第2回目のレクスポを予定
  - 11月に教室外活動を予定 日時・場所は未定
- ☆ 楽しみにして下さい。☆

日時は未定



### 9月1日現在の在級数

( )内は仮入級生

	小5	中1	中2	中3	計
男	(1)		2	3(1)	5(2)
女		1	2	2(1)	5(1)
計	(1)	1	4	5(2)	10(3)

### 《発行元》

春日井市適応指導教室  
(あすなる教室)  
〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1  
(中央公民館内 北館2階)  
TEL 34-8421  
FAX 34-8426

## 入級相談が増えてきています

2学期が始まり、9月当初は実力(課題)テストを受けに多くの生徒が登校することができました。また、中旬頃の体育大会には、競技に出場したり見学をしたり、それぞれができる範囲で参加することができました。また、下旬にはマイプラントタイムで指導員のサポートを得ながら、中間テストに向けて真剣に学習に取り組んでいる姿がみられました。

そんな中、新たに入級相談や体験をする人が増えてつつあります。1学期に比べると、通級している人数が多く、ふれあいの時間などはおしゃべりしながらカードゲームを楽しむ姿が多くみられるようになりました。新しく通級を始めた人を温かく迎える雰囲気が、あすなる教室にはあります。学習やふれあい活動などの時間を通して、あすなる教室に居場所を見つけてくれることを願っています。

## 【こんな行事がありました】

★ AED講習会(9月7日)



心臓マッサージと  
AEDの使い方を練習しました

☆ 調理実習(9月12日)



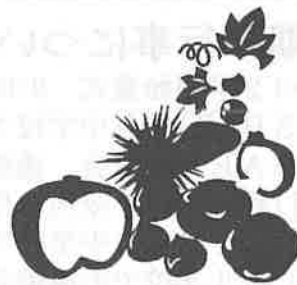
野菜サラダとハンバーグを作りました

## ◎ 今後の行事について

- 10月 1日(土) 小学校での運動会に参加
- 10月18日(火) 第2回レクスポ 総合体育館
- 10月下旬 各中学校での文化祭に参加
- 11月11日(金) 教室外活動 場所は未定

※ 10月の火・木曜日の午後は、中央公民館のテニスコートで、テニスボール(硬式)を使った運動をします。

☆ 楽しみにしていて下さい。☆



10月1日現在の在級数  
( )内は仮入級生

	小5	中1	中2	中3	計
男	(1)		2	3 (1)	5 (2)
女		1	2 (1)	2 (1)	5 (2)
計	(1)	1	4 (1)	5 (2)	10 (4)

## 《発行元》

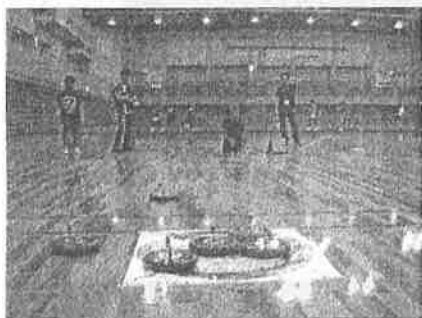
春日井市適応指導教室  
(あすなる教室)  
〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1  
(中央公民館内 北館2階)  
TEL 34-8421  
FAX 34-8426

## 各自の目標を大切に

秋らしい青空が増え、空気が肌寒く感じるようになり、秋が深まってきました。

この時期になると、あすなる教室に通う子どもたちは、在級の期間や学校復帰に向けての状況がそれぞれ異なってきています。週に2日は学校に通うと目標を立てたところ、がんばって1週間毎日登校できた生徒がいます。ある教科の授業は何とか受けたいと目標を立てている生徒や、文化祭は見学しようと久しぶりに登校できた生徒もいます。また、学校に行くことはまだ難しいけれど、あすなる教室には毎日通おうと努力している生徒もいます。各自が、今自分ができる最善のことをがんばっている姿がみられます。指導員は、子どもたち1人1人の状況をみながら、背中を後押ししたり無理しすぎないように声をかけたりして見守っています。

## ★ 第2回レクスポ (10月18日)



カローリングを楽しみました。他にも、ソフトバレーボールや棒を使っている運動をしました。

あすなる教室に来る前の自分は、体育の時間になると「どうせ仲間はずれだろう」と思いこんで見学していた。でも今日の自分をふりかえると、ずっと笑顔でいられたし、仲間はずれをおそれずに自分から仲間を作って楽しく運動できた。レクスポ以外の時にも、1人でいる子に声をかけたりできる。こういう自分に自信が持てた。

(生徒の作文より)

## 【進路選択が近づいてきています】

中学3年生にとっては、いよいよ進路選択を真剣に考える時期が近づいてきました。進路選択は、志望校に合格することだけが目的ではなく、その進路先で様々なことを学び、さらに先にある社会生活に繋げることが、より大切な目的です。すでに、いくつかの高校の説明会や体験入学などに参加している人がいます。これからもたくさんの学校で説明会が予定されていますので、ぜひ自分の目で確かめ、進路を決めて欲しいと思います。

さらに、進路選択には在籍校の先生方との相談が必要です。2学期末には個人懇談等が予定されていますが、それだけではなく在籍校への登校回数を増やし、先生方と進路選択について相談を進めてください。

## ★ 今月の予定

11月11日(金) 教室外活動 名古屋市農業センター(名古屋市天白区天白町)  
様々な植物を観察したり動物たちとふれあったりして

楽しい1日を過ごしましょう。

11月下旬 2学期最後の定期テストに参加

11月1日現在の在級数  
( )内は仮入級生

	小5	中1	中2	中3	計
男	(1)		2	3 (1)	5 (2)
女		1	1 (2)	3	5 (2)
計	(1)	1	3 (2)	6 (1)	10(4)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室  
(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1  
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

## 2学期もあとわずか



冬の寒さが本格的に到来し、2学期も最後の一か月を残すのみとなりました。先月の下旬は、各校で定期テストが実施され、これまでになく多くの生徒が在籍校へテストを受けに登校することができました。中学3年生は、受験に向けての意識が徐々に高まってきました。学校での進路説明会に参加したり、いくつかの高校を見学したり、過去間に取り組み出したり等、将来へ向けていろいろな準備をしています。

また、2学期末の保護者懇談会を11月の下旬からおこなっています。2学期にお子さんが成長できたことや、今後の課題についてじっくりお話をさせていただきます。よろしくお願ひします。

## 名古屋市農業センターへ行ってきました 11月11日

当日は、おだやかで心地のよい晴天に恵まれました。JRで勝川駅から鶴舞駅まで行き、地下鉄に乗り換えて平針駅に向かいました。駅から歩いて10分ほどで名古屋市農業センターに到着しました。

センターでは、最初に所員の方の説明と案内で園内をまわりました。いろいろな植物を観察したり、牛やニワトリを飼育している様子を観察したりしました。昼食後は、搾りたての牛乳やアイスクリームを飲食したりして楽しく過ごすことができました。



## ☆☆ 今後の予定 ☆☆

- 12月22日(木) 2学期終業式(制服通級です)  
12月26日(月)・27日(火)・28日(水) 自由通級日(9時～15時)  
1月6日(金) 3学期始業式(制服通級です)



## ◇ 中学3年生担任の先生との懇談を予定しています ◇

11月の下旬に、中学1・2年生を中心として担任の先生に入室いただき貴重な情報交換をすることができました。大変ありがとうございました。

12月19日(月)～22日(木)にかけて、中学3年生担任の先生との懇談を実施します。2学期末のお忙しい時期とは思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、その他の学年の担任の先生との今年度最後の懇談については、2・3月の実施を予定しています。

## 12月1日現在の在級数

( )内は仮入級生

	小5	中1	中2	中3	計
男	(1)		2	3(1)	5(2)
女		1(1)	1(2)	1(1)	3(4)
計	(1)	1(1)	3(2)	4(2)	8(6)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426



## あけましておめでとうございます

今年は、どんな目標で進むのか、しっかり決めて努力しよう！！

新しい年を迎えました。現在14名が在籍しています。あすなる教室の子どもたちにとって、幸多き年であり、新たな前進となる年であるよう願っています。特に、学校復帰に向けて少しでも前進してくれることを強く願っています。中学3年生は残り2ヶ月ほどの通級になります。将来の目標に向かって日々過ごしてほしいと思います。そのために、よりしっかりと家庭・学校と連携を取って支援・指導をしていきたいと思ひます。本年もどうぞ教室運営にご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



## ☆☆ 学期始めのテストに参加しよう ☆☆

1月は各中学校で学期始めのテストが行われます。2学期には、多くの生徒がテスト日に登校し、テストを受けることができました。また、あすなる教室での勉強の成果がテストの結果に反映するようになってきました。3学期もぜひ参加しましょう。

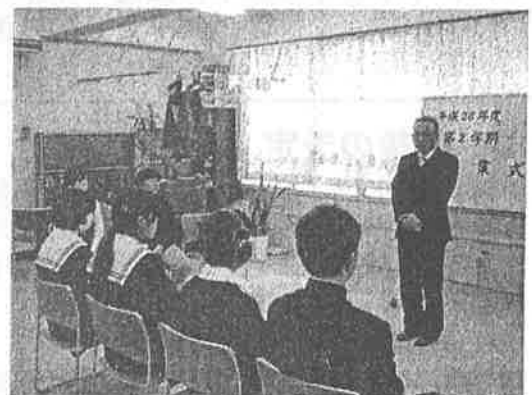
## 2学期を振り返って（生徒の作文より）

私が2学期にあった出来事の中で特におぼえていることがあすなる教室での初めての教室外活動です。初めは、他の人と上手く話せるか不安だったけど、みんなの方から話しかけてくれたのでとても楽しかったです。そして、あすなるに慣れてきたような感じがします。今まで週に3日行くことも難しかったのに、12月はまだ1日も休まずに行くことができました。来年からは、もっと長い時間あすなる教室で過ごし、もっとみんなと話せるようになりたいです。

## ☆2学期お楽しみ会と終業式の様子

◇ 中学3年生担任の先生との懇談  
ありがとうございました ◇

12月20日～22日に、中学3年生担任の先生との懇談会を実施しました。あすなる教室の様子や、学校に登校したときの様子について情報交換をしました。また、卒業式の参加や進路指導についても、学校とあすなる教室が連携して子どもたちを支援する方法を話し合いました。



## 1月6日現在の在級数

( )内は仮入級生

	小5	中1	中2	中3	計
男	(1)		2	3 (1)	5 (2)
女		1 (1)	2 (1)	1 (1)	4 (3)
計	(1)	1 (1)	4 (1)	4 (2)	9 (5)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室（あすなる教室）

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

（中央公民館内 北館2階）

TEL 34-8421

FAX 34-8426

## ◇ 卒業期に向けて ◇

中学3年生の生徒にとっては、中学校卒業と高校受検まであと一月あまりになってきました。卒業式や高校受検の手続き等、在籍校の先生方とよく相談をしながら、残り少ない中学校生活を大切に過ごしてください。あすなる教室においても、面接指導や作文の指導等、受検に向けての準備を支援していきます。



## ☆調理実習をしました(1月16日)

新年を迎え今回のメニューは「お雑煮」と「たづくり」でした。大根とにんじんのイチョウ切り、鶏肉のそぎ切り、フライパン返しなどの技に挑戦しながら、楽しく作ることができました。少し遅めのお正月気分を味わうことができました。



## ★ 4月始めの「学校復帰チャレンジ期間」について

4月は、一年間の中で最も学校へ復帰しやすい時です。クラス替えがあり、新しいクラスメイトや先生方との出会いがあります。平成29年度は、4月7日(金)から19日(水)までの期間を「学校復帰チャレンジ期間」とし、自分のできる範囲で学校復帰へむけて努力する期間とします。すでに、在級生の中には現段階でもほぼ毎日のように学校へ登校をしている子がいます。また、次の学年では学校復帰をめざすとはっきりと口にしてしている子もいます。学校復帰に向けて、それぞれが一步を踏み出してほしいと思います。指導員も今まで以上に、保護者の方や在籍校の先生方と連携しながら支援をしていきます。

## ◇ 在籍校担任の先生との懇談を予定しています ◇

昨年末に中学3年生担任との懇談を実施しました。今後の進路等について有意義な話し合いができ、ありがとうございました。2月13日(月)から3月10日(金)にかけては、中学2年生以下の担任の先生との懇談を予定しています。通級生の現在の様子についての情報交換と、次年度の学校復帰について連携の方法を相談したいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ★ 今後の予定

3月 2日(木)お別れ式(中3生徒通級終了)

★ 卒業式は、是非在籍校で参加させたいと考えています。

あすなる教室では、卒業式前日の午後に「お別れ式」を予定しています。

3月 3日(金) 中学校卒業式

3月16日(木) 小学校卒業式

3月24日(金) 修了式 (通級の場合は制服で、午前11時終了予定)

3月25日(土)～学年末休業



## 2月1日現在の在級数

( )内は仮入級生

	小5	小6	中1	中2	中3	計
男	(1)			2	3(1)	5(2)
女		(1)	1(1)	2(1)	1(1)	4(4)
計	(1)	(1)	1(1)	4(1)	4(2)	9(6)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなる教室)  
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426



## 卒業おめでとう！！



今年度もいよいよ最後の月を迎えることになりました。3月は卒業の時期です。3日(金)には中学校で、16日(木)には小学校で卒業式が予定されています。あすなる教室に通級している中学3年生や小学6年生の子どもたちにとっては、大きな節目となる行事です。卒業式の練習の時から、参加する予定の子もいます。未来に向かって進んでいくために、心に残る卒業の日を迎えてほしいと願っています。

あすなる教室でも、2日(木)にお別れ式を予定しています。多くの子どもたちが通ってくるあすなる教室で、年長者としていろいろな面で模範となりリーダーとして引っ張ってくれた中学3年生の門出をお祝いしたいと思います。

## ◇ 在籍校担任の先生との懇談 ご協力ありがとうございます ◇

2月13日(月)から3月16日(木)にかけて、中学2年生以下の担任の先生との懇談を行っています。通級生の現在の様子についての情報交換や、来年度の学校復帰の方法について話し合いをすすめています。年度末のお忙しい中、大変ありがとうございます。

## ◇ 保護者との懇談が始まっています ◇

2月15日(水)から、保護者の方との懇談を順次実施しています。中学3年生は、今後の進路を中心に話し合いをさせていただきました。中学2年生以下については、学校復帰チャレンジ期間の取り組みについて話し合いをさせていただきます。

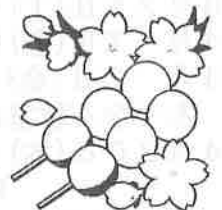
## めざせ 学校復帰！！

## チャレンジ期間 4月7日(金)から19日(水)

- この期間中は、今の自分の力でできる範囲で、学校復帰へ向けてチャレンジをします。(チャレンジの内容は、3月中にチェックシートにより、各自が今の自分の力に合わせた計画を立てます。)[4月7日(金)から19日(水)は、午前通級もできます。]
  - 4月は、1年間の中でも学校復帰への最大のチャンスの時です。すべての在級生にとってのチャレンジの機会として、学校復帰に向けての力が生まれることが期待されます。この期間中に登校ができなくても、登校についていろいろと自分なりに考えることが、その後の学校復帰につながっていくと思います。
- ※ 詳細については、次号の教室だより(3月24日発行)で紹介をします。

## 今月の予定

- 2日(木)あすなる教室お別れ式
- 3日(金)中学校卒業式
- 16日(木)小学校卒業式
- 24日(金)小中学校修了式・あすなる教室修了式…制服通級(11:00終了)
- 25日(土)～学年末休業



## 3月1日現在の在級数

( )内は仮入級生

	小 5	小6	中1	中2	中3	計
男	(1)			2	3(1)	5(2)
女		1	1(2)	2(1)	1(1)	5(4)
計	(1)	1	1(2)	4(1)	4(2)	10(6)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなる教室)  
(中央公民館内 北館2階)TEL 34-8421  
FAX 34-8426

## 新たな出発の時



さる3日(金)の中学校卒業式と16日(木)の小学校卒業式において、あすなる教室の中学3年生と小学6年生の子どもたちは、それぞれ卒業式に参加し卒業証書を受け取ることができました。すべての子どもたちが、立派に巣立ちの日を迎えることができ大変喜ばしいことです。また、高校入試においても志望校に合格したという知らせを直に伝えに来てくれた卒業生の子もいました。あすなる教室でも、2日(木)に卒業生とのお別れ式をおこない、卒業生一人一人が4月からの新生活に向けての抱負を語ってくれました。

あすなる教室は、本日をもって28年度の通級活動を終了します。現在残っている9名は、期待と不安が入り交じった心持ちで新年度を迎えようとしています。4月から始まる学校復帰チャレンジ期間に向けて、保護者・学校関係者・適応教室指導員がそれぞれの立場で子どもたちの背中を後押しし、新たな出発ができるよう祈っています。

## 学校復帰チャレンジ期間 4月7日(金)から19日(水)

- この期間中は、今の自分の力でできる範囲で、学校復帰へ向けてチャレンジをします。先日、各自がチェックシートを用いて、今の自分の力に合わせた学校復帰の計画を立てました。期間中は親子でその内容を確認し、できる範囲での努力を促してください。
- 期間前半の午後に、あすなる教室指導員が在籍校を訪問して新しい担任や担当の先生と話し合いを持ち、今後のことを確認します。さらに、期間後半には保護者の方とも懇談の機会を持ち、今後について話し合いをします。
- 4月は、1年間の中でも学校復帰への最大のチャンスの時であり、すべての在級生にとってのチャレンジの機会として、学校復帰に向けての力が生まれることが期待されます。この期間中に登校ができなくても、登校についていろいろと自分なりに考えることが、その後の学校復帰につながっていくと思います。
- 保護者の方には、計画通りの生活ができているかの点検や励ましをお願いします。また、担任の先生方には、今後1年間、児童・生徒を受け持つにあたり、十分なコミュニケーションづくりをお願いします。
- チェックシートにより事後の反省をします。同時に、今後の目標もはっきり決めさせます。どの在級生にも、計画よりもいい結果が得られるよう大いに期待しています。

## ☆今年度末～来年度当初の予定☆

3月25日(土)～学年末休業

4月7日(金)中学校入学式・始業式

4月7日(金)～19日(水)『学校復帰チャレンジ期間』

あすなる教室は開いています。9:00～11:30まで

4月20日(木)あすなる教室始業式

9:00～11:00 制服通級

## 3月24日現在の在級数

※小学校卒業生は除く ( )内は仮入級生

	中1	中2	中3	計
男	(1)	2		2(1)
女	1(2)	2(1)		3(3)
計	1(3)	4(1)		5(4)

## 《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなる教室)

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

## (6) 適応指導教室（あすなろ教室）から

この1年を振り返って

適応指導教室（あすなろ教室）指導員

この1年、あすなろ教室に関わってきた児童生徒は、不登校になったきっかけや理由もそれぞれ異なっており、通級を始める時期や通級の仕方も段階によって違い、学校復帰への意欲も様々でした。

通級の仕方としては、ほぼ毎日休まず自分の力で安定した通級ができる生徒、午前のみや午後のみ通級する生徒、1時間ほどなら教室で過ごすことができる生徒、教室の前まではなんとか来ることができても中へ入るのに時間がかかる生徒、1か月に数日は通級することができる生徒、見学に来ることはできたが通級まで発展しなかった生徒、一言で「不登校」といっても、児童生徒の数だけ段階は異なります。それぞれの段階にあった、それぞれのペースで毎日過ごし、指導員もその段階やペースをよく理解し、柔軟に適切な指導ができたのではないかと思います。

学校復帰への取り組みも、通級生一人一人がそれぞれの思いをもっており、「学校」というフレーズさえ耳にしたくないという段階から、テストや行事には参加してみようかな、別室なら少しだけ学校で過ごしてみようかな、次の学年には学校復帰したい、高校進学をきっかけに同世代復帰を果たしたいと少しずつ前向きな気持ちをもてる段階まで、個々が今の自分と向き合い、自分にあった学校復帰への努力をしていました。

通級するようになった生徒たちは、それぞれ通級してきた時期も違い通級状況が違う中でも、「あすなろ教室」という小さな社会を作っていました。通級期間が長く安定した出席状況の生徒は、新しく入級してきた生徒に対して、目を配り、気持ちを配慮しながら接していました。高校受験を控えている中3生徒たちは、互いに競い合い学習への意欲を高めていました。なかなか感情を表に出すことができなかつた生徒も、仲間から話しかけられたりトランプなどのゲームを共に楽しんだりするといった、生徒同士が日常的に触れ合うことによって自然に笑うことができるようになりました。あすなろ教室に通うきっかけはさまざま、学校復帰への考えもそれぞれ異なりますが、同じ時間を同じ空間で過ごすことによって、日々の生活で互いに支え合い、励まし合っているように見えました。生徒同士が互いに刺激し合い切磋琢磨し、学校へ、社会へと人生を切り開いていこうとする力は無限大で、大きな力だと感じました。

今後も、あすなろ教室を必要とする児童生徒はたくさんいて、そのケースはよりいっそう幅広くなっていき、より柔軟な対応が求められると思います。教室、学校、家庭がうまく関わりをもち、通級生同士が互いに支えあう環境が整い、通級生が学校復帰という目標に向かって毎日を過ごしていけるようになると思います。

不登校児童生徒について文部科学省は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）と定義しており、あすなろ教室の通級生たちはこの不登校児童生徒に当てはまります。しかし、全員が同じ状況かというところではありません。新年度からの学校復帰を前向きに考えるようになった生徒や「学校に行くなんて絶対無理」と自信を持てなかった生徒、あすなろ教室に入ることができなかった生徒など状況は様々でした。彼らの苦労や努力の様子を身近で見ながら、不登校という言葉の幅の広さに気付くとともに子ども同士が与える周りへの影響力の大きさや個に応じた支援の難しさを痛感しました。

あすなろ教室では普段から適度な登校刺激を与え、学校へ登校するように促しています。その刺激を原動力に、学校で定期テストを受けたり、学校行事を見に行ったりする生徒が数人いました。さらには、動き出した生徒たちの日々の頑張りが変化を目の前で見て刺激され、担任の先生に会いに学校へ行ったり、カウンセリングを受けたりする生徒もいました。また、あすなろ教室に入れず、廊下でじっと過ごしている生徒に声をかけてくれる生徒たちも現れはじめ、子ども同士の絆も深まっているように見受けられました。様々な状況の児童生徒が同じ教室で過ごすところとしたプラスの相乗効果をもたらしてくれるのだと実感しました。しかし、その反面、マイナスに傾いてしまうこともありました。落ち着きのない生徒に影響されて集中力が下がってしまったり、学校復帰に前向きではない生徒同士で学校や教員に対する不満を言ったりする場面がありました。プラスになるのもマイナスになるのも指導員の言葉かけ以上に、通級している子どもたちの心の安定が大きく関わっているようにも思いました。

個に応じた支援についても深く考えることができました。今年度は、気持ちをコントロールすることが苦手な児童生徒と関わる機会が多く、言葉かけや指導の方法に戸惑いました。手探りの状態から始まるため、子どもへの働きかけは安定していたとは言えません。あすなろ教室に関わりのあるカウンセラーの方や先生方の助言を多くいただきながらも、その場に応じた適切な対応は難しいものでした。自分の力不足や経験不足は大きかったと感じます。発達障がいなどを抱えて不登校になっている児童生徒への配慮や対応について、知識を学び、実践力を養う必要性を感じています。

1年間で様々な子どもと関わることができました。彼ら全員に共通して思うことがあります。それは、自分を認め、他者と関わる大切さや楽しさを感じ、自立していつてほしいということです。子どもたちの力を信じ、大きく羽ばたいていくことを期待し、今後も指導にあたっていきたいと思います。

## 5 スクールカウンセラー巡回

### (1) 春日井市スクールカウンセラー巡回事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市立小中学校におけるいじめ、不登校等の児童生徒の問題行動に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者（以下「スクールカウンセラー」という。）が小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な助言及び指導を行うスクールカウンセラー巡回事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、次の業務を行う。

- (1) 小中学校を巡回し、教職員及び保護者の相談
- (2) 児童生徒へのカウンセリング
- (3) 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 春日井市教育委員会（以下「市教委」という。）と市教委が設置するいじめ・不登校相談室の相談員及び適応指導教室の指導員との連絡、調整
- (5) 前4号に定めるもののほか、児童生徒へのカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められる業務

(任用等)

第3条 スクールカウンセラーは、カウンセリング等に関する相談業務に3年以上の経験を有する者又はこれに準じる者として市教委が認める者から市教委が委嘱する。

2 市教委は、スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があったときは、当該スクールカウンセラーを解嘱することができる。

(勤務条件)

第4条 スクールカウンセラーの勤務日は、1週間につき2日以内で校長が定める。

2 スクールカウンセラーの週休日は、日曜日、土曜日及び校長が別に定める日とする。

3 スクールカウンセラーの勤務時間は、1日につき7時間以内とする。

(報酬)

第5条 スクールカウンセラーの報酬は、別に定める。

(報告)

第6条 スクールカウンセラーの巡回を受けた学校長は、巡回を受けた日の属する月の翌月3日までに、その実績を市教委に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## (2) スクールカウンセラー相談件数

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	派遣校数	10校	18校	19校
	児童	297件	423件	640件
	保護者	274件	532件	593件
	教師	463件	726件	831件
	計	1,034件	1,681件	2,064件
中学校	派遣校数	10校	11校	13校
	生徒	479件	413件	470件
	保護者	310件	238件	239件
	教師	583件	453件	496件
	計	1,372件	1,104件	1,205件



## 平成 28 年度の活動について

### 「認める」こと

家庭環境や親御さんとの気持ちのすれ違いが不登校に大きく関与していると考えられるケースにいつになく多く出会ったように感じられる年でした。不登校の一因に親の養育態度が関係していることは多いのですが、親御さんが相談に来られる時点で、すでに自分自身も変わろうとしている方がかなりいらっしゃいます。母親は、何故という思いと、自分を責める思いの中で苦悩をしています。とは言っても、子どもの気持ちや行動をすぐに受け入れられるわけではありません。子どもが苦しみの中で全く動けず、怠惰な生活を送っている姿を見るにつけ、どうしても「我儘」「自分勝手」「甘えている」という考えを打ち消すことができず、子どもの気持ちに寄り添い、ありのままを受け入れるまでには時間を要するものです。カウンセリングに通っていただくうちに、ご自身の気持ちと折り合いを付けながら子どもの気持ちに寄り添うかかわり方に気づき、実践してくださるようになっていきます。焦らずゆっくりと時間をかけて子どもを見守り寄り添い、タイミングを見ながら、外へ出るように働きかけていったケースでは、長期間全くやる気を見せず、好きなことだけをしていた子が、ある日突然に、自分から動き出してくれたりします。やはり、子どものペースに合わせることは大事です。子どものありのままを受け入れ、子どもの力を信じているからこそできることだと言えます。

しかし、今年も、子どもがSOSを発信しているにも関わらず、その苦しさに親御さんが気づいてくれないケースがいくつかありました。親御さんの協力を得られないのです。本人は頑張っているのに、親から合格点がもらえない。家庭にも学校にも居場所がなく、たくさんの我慢をしています。(傍目にはそう見えないこともあるでしょうが。)子どもは、親に気づいてもらいたいと思いつつも自分の気持ちを見せられないというアンビバレントな感情を抱え、とても苦しいことでしょう。

ある子の言葉に強い衝撃を受けました。「先生や友人は私の事を認めてくれる。でも、親は認めてくれない。私は親に認めて欲しい。」自分の気持ちに気づいていました。一生懸命サインを出しても何も変わらないのです。何も伝わらないのです。どれほどのつらさの中にいるのでしょうか。

このほかに、環境介入を必要とするケースも多くあります。それぞれの専門家が協力し合う重要性をより一層強く感じます。

## 6 心の教室相談員

### (1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要

#### 1 趣旨

近年、小学校の低学年から情緒的に安定しない児童が多くなり、小学校の集団の中で対人関係に不安を抱くなど、正常に学習することが困難な児童が増えてきている。

このため、児童が悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげたり、話し相手になってくれる第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるよう環境を提供することを目的として、小学校に「心の教室相談員」を配置する。

#### 2 勤務条件

週3回を原則として、1回あたり3～4時間で、週10時間程度とする。  
延べ350時間（35週分）とする。

#### 3 職務

「心の教室相談員」は、校長の指揮監督のもとに次の職務を行う。

- ① 児童の悩み相談
- ② その他、学校の教育活動支援

### (2) 心の教室相談件数

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	派遣校数	38校	38校	37校
	児童 (来室児童数)	9,572件 (11,017人)	11,234件 (12,273人)	14,484件 (15,519人)
	保護者	508件	242件	121件
	教師	254件	210件	222件
	計	10,334件	11,686件	14,827件

## 7 保護者と学校のかげはし事業

### (1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ・不登校、児童虐待、非行、発達上の問題行動など解決困難な問題に関して、教育、福祉及び心理といった総合的なアプローチ(以下「総合的な支援」という。)によって児童生徒が抱える問題を広い視野から捉え、多様な職種が協力し合いながら、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援するために実施する「保護者と学校のかげはし事業」に必要なスクールソーシャルワーカーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (職務)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒、保護者、教職員、市関係課その他関係機関等との相談を踏まえ、代弁、仲介、情報提供、調整及び連携を図るものとし、主な職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内における支援体制の構築支援に関すること。
- (4) 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談及び支援に関すること。
- (5) 当事業の実施に必要な教職員等への研修に関すること。
- (6) ケース会議等での助言に関すること。
- (7) 要保護児童対策地域協議会、庁内連携支援会議等の資料作成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、春日井市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)が必要と認める業務に関すること。

#### (選任)

第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるものの中から、市教育委員会が選任し、学校教育課に配置する。

#### (服務)

第4条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

#### (学校の支援要請)

第5条 校長は、児童生徒及び保護者(以下「児童生徒等」という。)に対して総合的な支援が必要と判断したときは、スクールソーシャルワーカー又は学校教育課職員との相談を踏まえ、市教育委員会に支援を要請するものとする。

#### (児童生徒等の支援要請)

第6条 児童生徒等は、学校生活及び家庭生活において総合的な支援が必要であ

ると感じたときは、通学する学校又は市教育委員会に相談することができるものとする。

- 2 校長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに市教育委員会に連絡するものとし、市教育委員会は必要な支援を行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 経 緯

- 1 春日井市保護者と学校のかげはし事業は、平成25年7月1日から実施しており、実践を通じて当市にふさわしいスクールソーシャルワーカーの活動内容を規定することとした。

## (2) スクールソーシャルワーカー支援件数

【支援件数】 ※ ( ) 内の数字は終結件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保護者面談	45件(16)	43件(25)	41件(9)
本人面談			50件(12)
学校へ助言	149件(107)	50件(35)	115件(39)
計	194件(123)	93件(60)	177件(55)

※平成28年度の「計」には、本人と保護者が重複する場合を含む。

【支援内容】

内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
不登校に関すること	52 件	20 件	93 件
いじめに関すること	2 件	2 件	4 件
問題行動に関すること	37 件	14 件	
暴力行為			7 件
虐待	66 件	16 件	31 件
いじめを除く友人関係			9 件
暴力行為を除く非行・不良行為			6 件
虐待・貧困を除く家庭環境の問題			73 件
学校不信に関すること	5 件	5 件	
教職員等との関係の問題			12 件
本人に関すること	8 件	12 件	
心身の健康保健に関する問題			23 件
発達障がい等に関する問題			21 件
養育に関すること	26 件	17 件	
貧困の問題			40 件
外国籍に関すること	0 件	2 件	
その他	5 件	5 件	16 件
計	201 件	93 件	335 件

※ 複合する支援あり

## 8 いじめ・不登校をテーマにした講演会

平成 28 年度 いじめ・不登校対策委員会講演会報告

### 演題 『学校と保護者のいい関係づくり』

～トラブルを大きくさせないために学校が気をつけるべきこと～

- 1 日時 平成 28 年 11 月 11 日 (金)
- 2 場所 春日井市勤労福祉センター (グリーンパレス)
- 3 講師 大阪大学 人間科学研究科  
教授 小野田 正利 先生

お菓子のパッケージの裏側に書いてある注意書き文を見してみる。

#### ・柿の種ピーナッツ入り

「ピーナッツの芽の部分には熱で黒くなる場合がありますが、異常ではありません。お子様が喉につまらせないように必ず側で見守ってあげてください」→18 歳未満禁止?!

#### ・カップ入りアイスクリーム

「溶けた状態で容器を傾けるとこぼれます」→ 当たり前!

#### ・パウチ容器入りアイスクリーム

「長く持っている手が冷たくなります」→ 当たり前!

その注意書きに対して

「長い時間さわっていたら、手が冷たくなるような商品売っているのか!」というさらなるクレームに対し、現在の注意書きは「手で揉んで、握れる柔らかさが食べ頃です」に変わっている。

お菓子の注意書き文は 1 年単位でコロコロ変わっている。→ 色々なクレームに対応している。

地域の方・保護者の方から要望、苦情を大きくさせない。トラブルに発展させない。

「教師の理屈」と「親の思い」 ← ここにはズレが生まれやすい。

振り上げた拳の原因は?なぜ拳は上がった?

その原因を考えることが大切。

**例1** 10月上旬、ある小学校で土曜日に予定されていた運動会。金曜日の時点で雨が降っており、土曜日当日も雨予想。学校側は金曜日に月曜日への延期を決定。すると金曜日の夕方「何で延期にするんだ！そもそもこの日は雨の特異日だろ！何でこんな日に運動会を設定したんだ！」と電話が入る。



これは要望であろうか？それとも無理難題であろうか？

4月に年間行事予定が出されたところで「その日は雨の特異日だ」と言ってくれていればまだ変更はできたかもしれないが…。しかし、この家族にも色々と延期されては困る事情があったのかも。

**例2** スキー教室で、子どものゼッケンが「49」の忌み番号だから他の番号に替えると父親から電話が入った。



これは要望であろうか？それとも無理難題であろうか？

実はこの父親の家族のなかで、最近不幸が続き、この父親は数字に何らかの因果関係があると考えた。この数字でスキー教室に参加したら、子どもが怪我をしてしまうのではないかと思った。

### 判断の基準

他に取し得る代替手段があるかどうか。業務上、支障があるかどうか。予備日は事前に知らせてあるはずなので、天気予報などの状況から判断すると、延期を変更することはなかなか難しい。しかし、ゼッケンの番号には替えがある。「49」が空き番号になるだけ。他の番号に替えてあげるだけでこの振り上げた拳はおさまる。

**例3** 昼に子どもがケンカ。会議等があり家庭に連絡するのが遅れた。被害者の父親から電話が入る。自分の子どもが怪我をした。「被害者」がいるということは「加害者」がいる。事件だ、ということで警察に連絡をした。17:30に学校へ警察が来る。擦り傷で警察へ被害届を提出。首から上の問題は親へ報告することと決められている都市であった。母親は話ができる家庭であったため、母親を通じて説得をして事無きを得た。

尊厳の保持、互いのパワーを乱用しない →→ 出口は専門家 →→

保健所  
児童相談所  
カウンセラー

**例4** 保育園に通っている0歳児のウンチからキャベツが出てきた。  
保護者から「保育園で食べさせたのではないか？」  
保育園の回答「2歳児のメニューでキャベツが出たのでもしかしたら…」  
その3ヶ月後、「服に穴が開いた！」「事務員がやった！」と、保護者。  
事務員と園児の接点はほとんどなく、聞き取りアンケートからこの事務員が関わっていないことが判明。保護者にそのことを告げると「そんなことはどうでもいい。どう責任を取るつもりだ！」  
要求はお金だった。保育園側は要求を飲むことはなかった。その後、別の保育園に転園していった。

出口は専門家→→→ **警察・弁護士**

**普通の教師が普通に活躍できる学校を！**

ストレスを適切にマネジメントする。

「キラーストレス」 心は折れるものだ！ →→ 復元力を大切に！

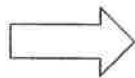
※竹や柳のように揺られてもまた戻るイメージ。

首尾一貫性感覚 (SOC) → ①把握可能感②処理可能感③有意味感 → 何とかなる！  
(センス オブ コヒアレンス)

人間らしい働き方を大切に。(ディーセントワーク)

クレーム・苦情のトラブルから、満足基準と期待水準が急上昇している  
世間からより高い質、より良い物を求められる。

「要望」を  
「無理難題」に変えない！



保護者からの「要望」を学校側が「苦情・無理難題」と捉えることにより、トラブルに発展している。

保護者や地域からご意見をいただいた時には、その意見の「根源」を突き止め、そこにある「思い」をまず受け止める。そして、早期に的確な判断をすることで問題が大きくなるのを防ぐことが大切である。

以上の事を意識して、職員全員であたたかい雰囲気を作り、相手を認めながら生徒や保護者と接することで、より良い応対ができるようにしたい。



## 9 教育相談等一覧

(平成29年4月1日現在)

相談名	内容	日時	場所
いじめ・不登校相談室	小中学校のいじめや不登校等に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	中央公民館内 34-8400
適応指導教室 (あすなる教室)	児童生徒の学校復帰を図るための指導・援助機関	毎週月～金曜日 午前9時～午後3時	中央公民館内 34-8421
相談室 「ひまわり」	発達障がいをもつと思われる児童生徒の相談	月3回 午後1時30分 ～午後5時15分	中央公民館内 33-1114
家庭児童相談	児童生徒の心身発達、生活習慣、学校生活、家族関係について	毎週火～土曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	総合福祉センター 84-4600
子ども・若者総合相談(電話・面接)	勉強や進学、就職に関する相談や、ひきこもり・ニート等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援についての相談	毎週月～土曜日 午後3時～午後7時 (面接相談は要予約)	市役所内相談電話 82-7830
子ども・若者総合相談(Eメール)	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援についての相談	24時間受付(回答は日曜日・祝日・年末年始を除く午後3時～午後7時) <a href="http://www.city.kasugai.lg.jp/iken/021592.html">http://www.city.kasugai.lg.jp/iken/021592.html</a>	
少年相談	犯罪被害や薬物などで悩みを持つ少年と保護者に対する相談	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時	少年サポートセンター春日井 市役所南館1階 56-7910
女性の悩み相談	家族のこと、職場の人間関係、性別による差別的取り扱いなどの不安や悩み事についての相談	毎週火～金曜日 午後1時～午後4時30分	レディヤンかすがい 85-7871

印刷日：平成28年6月1日

活 動	期 日	趣 向 等	予 算 額
内設児童会等 0101-17	児童会一員及び 役員一員と児童 会十部子一員と部子	児童会・児童会等十 部子十部子等児童 会	活動費下・文具等 ・印刷
内設児童会等 0101-18	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子	児童会等は児童会 ・児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費等）
内設児童会等 0101-19	児童会 役員一員と部子 十部子一員と部子	児童会等は児童会 の児童会等十部子 児童会	活動費 （印刷費）
内設児童会等 0101-20	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷
内設児童会等 0101-21	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-22	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-23	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-24	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-25	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-26	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-27	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-28	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-29	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-30	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）
内設児童会等 0101-31	児童会一員及び 役員一員と部子 十部子一員と部子 （部子等児童会等）	児童会等は児童会 児童会等十部子 児童会等	活動費等印刷 （印刷費・印刷費）

平成 28 年度 春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

編集・発行 平成 29 (2017) 年 6 月  
 春日井市教育委員会 学校教育課  
 〒486-8686  
 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地  
 電話 0568-85-6444